

令和6年度第10回坂戸市教育委員会会議議事録

1 開会及び閉会に関する事項

開会 令和7年3月26日（水）午後2時00分 太田教育長

閉会 令和7年3月26日（水）午後2時25分 太田教育長

2 開催場所

坂戸市役所303・304会議室

3 出席委員

1番 小川 一信（教育長職務代理者） 2番 蓼沼 康子

3番 松井 正樹 4番 毛利 陽子

5番 太田 正久（教育長）

4 議事参与者

教育部長 三田 耕治

教育部長 岡安 明久

次長兼スポーツ推進課長 仲島 昭靖

教育総務課長 岡本 行弘

学校教育課長 市川 宗典

社会教育課長 菅野 規之

図書館長 小林 幸子

教育総務課副課長 片野 恵理

学校教育課副課長 佐藤 篤夫

書記 高野 夏輝

5 会議の概要

【日程第1 議事録の承認について】

＜前回の議事録は、全員異議なく原案のとおり承認されました。＞

（署名 3. 26 教育長、毛利委員、高野書記）

【日程第2 議事録署名委員の指名について】

教育長 議事録署名委員は、小川委員を指名します。

【日程第3 報告事項について】

教育長 日程第3 報告事項に移ります。（1）臨時代理の報告について、事務局から報告をお願いします。

教育総務課長 本議案につきましては、片柳小学校の校舎について、外壁、屋上等の状態が経年劣化により著しく悪化していることから、外壁、屋上防水等の改修工事を実施するものとなります。当該工事については、12月議

会において補正予算の計上及び繰越明許の設定を行っており、国の補助金である「学校施設環境改善交付金」は、令和7年2月17日に交付決定を受けております。また、令和7年3月3日の開札結果及び事後審査を経て、令和7年3月6日に株式会社森田建設と1億8,740万1,500円で仮契約を締結しました。その後、令和7年3月第1回坂戸市定例会において議決をいただき、令和7年3月12日に本契約を締結いたしました。

本議案につきましては、教育委員会会議の議決事項でございますので、本来は、会議を開催し、議案を提案し、議決を経るべきところでございますが、教育委員会会議を招集する時間的な余裕がなく、緊急的に処理する必要があることから、「坂戸市教育委員会教育長に対する事務委任規則」第4条第1項及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第25条の規定に基づき、臨時に代理し、1ページのとおり、教育委員会として適当と認める旨、3月6日付で市長へ回答したことをご報告させていただくものでございます。報告は以上でございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

(なし)

教育長 以上で報告事項を終わります。

【日程第4 議 事】

教育長 議案第30号、「坂戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

教育総務課長 議案第30号、坂戸市教育委員会会議規則において、人事に関する事件その他の事件について、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができると規定している。このことについて、非公開理由を明確に規定し、より適正な運営をするため、また、公開しないこととされた事件に係る議事録の取扱いについて見直しをしたことに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。2枚お捲りいただき、新旧対照表をご覧ください。改正概要は2点ございます。非公開となる事件を明確にする改正と非公開となった事件に係る議事録の取扱いを見直す改正の2点でございます。

始めに、非公開となる事件を明確にする改正でございますが、教育委員会の会議につきましては、坂戸市教育委員会会議規則の規定により、人事に関する事件、その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされております。今回の改正では、その他の事件について明確に定めるものであります。

次に非公開となった事件に係る議事録の取扱いを見直す改正でございますが、現在、当日の会議で非公開となった議案につきましては、議事録でも非公開の取扱いをしております。しかし、会議の透明性の観点から、会議終了後に事件の内容が公表されるもの、例えば、予算・決算や条例の改正など議会に提案する議案についての議事録などは、会議で公表することとした場合には公表するものでございます。説明は以上でございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

教育長 御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長 議案第30号、「坂戸市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長 議案第31号、「坂戸市指定文化財の指定について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

社会教育課長 議案第31号、坂戸市指定文化財の指定について、坂戸市指定有形文化財として、坂戸市文化財保護審議会に関する規則第3条の規定に基づき、坂戸市文化財保護審議会において審議し承認されたため、坂戸市文化財保護条例第6条第1項の規定に基づき、この案を提出するものであります。

補足説明をいたします。多和目に位置する岩口遺跡から出土した土器・石器・骨角器等につきまして、2月に開催された坂戸市文化財保護審議会に坂戸市指定文化財の候補として諮問したところ、「坂戸市指定文化財として指定に値するものと認められる」との答申を受けたことにより、坂戸市指定文化財に指定するために、この案を提出するものです。

次のページをご覧ください。指定の理由書であります。中ほどの概要にあるとおり、岩口遺跡4区の発掘調査では、縄文時代晩期の竪穴住居跡1棟と竪穴状遺構1基が検出され、土器等約16,000点を超える遺物が出土しました。特に、縄文時代晩期の遺跡は、埼玉県内でも数か所しかなく、大変貴重な遺跡になります。3枚目に位置図や全測図、4枚目以降は出土遺物の写真や一覧になります。説明は以上でございます。

教育長 御質疑、御意見がありましたら、お願いします。

松井委員 1区、2区、3区、4区で1万6千点出たのですか。

社会教育課長 4区だけで出たものになります。希少価値が高いものは縄文時代晩期という時期が寒冷期に当たりまして、栄えたものが消えていく時期となっております。その時の人たちが弥生時代になるまでどうしていたのか

が歴史上まだあまり分かっていないところです。埼玉県でも数基しかみつ
かっていないもので、川口市で十数年前に見つかったもの以来となります。
また一貫性が高いもので、一つの建物がつぶれた後に、お祭りを行い、次
の代が家を建てたものが層になっており、そういったものがいくつも見つ
かっていることから、一貫性が高いということが貴重であるということで、
今回提案させていただいたものになります。

松井委員　これは何かの建設に当たり申請があったということでしょうか。

社会教育課長　こちらは個人住宅の建設に当たり申請があったものでございます。
この場所については、既に個人住宅となっております。

教育長　ほかに御意見等ないようでしたら、以上で質疑等を終結します。

教育長　議案第31号、「坂戸市指定文化財の指定について」は、原案のとおり
決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長　御異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育長　議案第32号から第36号までは、人事案件であるため、坂戸市教育委
員会会議規則第15条第1項の規定から、非公開とすることとしたい旨の
発議があり、出席者全員が賛成し、非公開で審議されることに決定しまし
た。

◎議案第32号 坂戸市教育委員会職員の任免について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第33号 坂戸市立小・中学校学校歯科医の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第34号 坂戸市立小・中学校学校歯科医の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第35号 坂戸市立小・中学校学校耳鼻科医の辞職について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

◎議案第36号 坂戸市立小・中学校学校耳鼻科医の委嘱について

<非公開案件につき省略、全員異議なく原案のとおり可決されました。>

【日程第5 その他】

教育長　御意見等ございましたらお願いします。

(なし)

教育長 ないようですので、以上をもちまして、令和6年度第10回坂戸市教育委員会会議を閉会します。

<令和6年度第10回坂戸市教育委員会会議閉会>